

# いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声

## ～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶ちません。児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

児童虐待は、本来、子どもを守るべき保護者が子どもの身体や心を傷つけることを言います。子どもへの虐待は、大きく4つに分類されますが、これらが重複して起こることが少なくありません。

●**身体的虐待**  
殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど

●**ネグレクト**  
食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど

●**性的虐待**  
性的ないたづらをする、性的な関係を強要するなど

●**心理的虐待**  
言葉で脅す、拒否的な態度をとる、目の前で家族に暴力を振るうなど

【**乳幼児揺さぶられ症候群**】  
赤ちゃんが何をやっても泣き止まないと、イライラしてしまうことは誰にでもおこり得ます。しかし、泣き止まないからといって、激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しでも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

【**子どもや保護者のこんなサインを見落とさないで**】  
子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家に置いたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

虐待を受けた子どもは言葉や学習の遅れなど発達への影響や情緒不安定、自己否定感など心への影響、暴力性や自傷行為など行動への影響など子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、次の世代にも虐待を起こすおそれがあります。

●**子育てに悩んだら相談を**  
子育てについて不安や悩みを抱えたり、虐待をしそうになったりした時は、ひとりで悩まずに子育て支援課に相談してください。また、周囲に気になる子育て家族がいたり、「もしかして」と虐待の疑いや虐待の事実を発見したときは、迷わず子育て支援課が児童相談所全国共通ダイヤル「189」に連絡してください。

●**子育てをお手伝いします**  
町には、子育てを支援し、悩みを相談できる場所がありますので、ぜひご利用ください。

●**子育て支援センター（仙石原）** ●**子育てサロン（湯本）**  
未就学のお子さんとその家族のためのスペースです。同世代の子どもと一緒に自由に遊んだり、子育ての相談を行うことができます。

●**お子さんの一時的な預かり**  
ご家庭の事情などで一時的に保育が困難になった場合に、お子さんを預かります。

- ・乳幼児一時預かり
- ・一時保育
- ・休日保育

●**妊娠期からの相談**  
妊娠期の悩みや出産に対する不安、出産後の育児・経済面等の心配などの相談を保健師が受けます。

●**照会先** 子育て支援課 ☎85-9595

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

**189**

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所につながります。  
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

**平成29年度 男女共同参画講演会**

「仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）」をテーマにした男女共同参画講演会を、かながわ女性の活躍応援団啓発講座との同時開催で行います。

仕事、家庭、地域活動にバランスをとって、仕事と生活を調和させ、自らの希望するバランスで暮らすことができるような取組みが求められています。働き方や意識改革について考えて

**箱根中学校PTA家庭教育講座「人と人をつなぎ深める、リコーダーの魅力」**

日時 11月24日(金)14時～15時30分(受付13時45分から)

会場 中学校視聴覚室（B棟3階）

講師 吉澤 実 氏

講師紹介 NHK教育テレビ「ふえはうたう」で十一年間、講師を務める。リコーダーの名付け親でもある。

内容 ユーモアたっぷりなお話と様々なリコーダーの音色で皆さんに語りかけていただきます。

申込方法 電話で、担当職員または教頭へ連絡してください。

申込先 箱根中学校 ☎82-3000

富士屋ホテル株式会社  
総務部次長 久保田 紀和 氏

定員 100人

申込方法 11月30日(木)までに電話で申し込んでください。

共催 かなテラス（かながわ男女共同参画センター）

申込・照会先 企画課 ☎85-9560

みませんか。

また、「かながわ女性の活躍応援団」とは、女性の活躍促進の取組みに積極的で、神奈川県ゆかりのある企業などの男性トップ20人と神奈川県知事が参加。県内企業のトップの約9割が男性という現状から、女性の活躍を推進するため、男性トップから意識改革を働きかけていきます。

託児スペース（1歳～小学校就学前）も設けますので、希望する方は、申込み時に予約してください。

日時 12月14日(木)13時～16時

場所 仙石原文化センター

テーマ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

○男女共同参画講演会講師 元日本テレビアナウンサー・記者 藪本 雅子 氏

○「かながわ女性の活躍応援団」啓発講座講師

### 奨学金・入学資金の貸し付け／学資融資保証料補助金制度

**奨学金** 高等学校、専修学校、高等職業技術校などに来年入学予定の方および在学中の方（高等学校卒業後に専修学校などに就学した場合は対象外）

**貸付金額** 授業料（私立高等学校等就学支援金などを除いた実費以内）、交通費（高等学校等通学費補助金を除いた実費以内）

**返還期間** 高等学校などを卒業し6か月を経過した後または返還猶予期間を満了後10年以内

**高等専門学校等入学資金**

**対象** 私立高等学校などに来年入学予定の方

**貸付金額** 50万円以内（入学時納入額以内）

**返還期間** 高等学校などを卒業後または返還猶予期間を満了後5年以内

**大学等入学資金**

**対象** 大学、短期大学、専門学校などに来年入学予定の方

**貸付金額** 100万円以内（入学時納入額以内）

**返還期間** 大学などを卒業後5年以内

**提出書類** 所定の願書、連帯保証人2人（うち1人は法定代理人）の印鑑証明書各1通など

※法定代理人、連帯保証人の方の所得制限などがあります。

**提出場所** 箱根中学校在籍者は箱根中学校、その他の方は教育委員会学校教育課

**申込期間** 平成30年1月31日(水)まで（受験申し込み時点で願書提出可。貸付時期は合格発表後）

※申込期間中に書類を提出できない方は、相談してください。

**学資融資保証料補助金**

**対象** 高等学校、大学などに在学する生徒または学生の保護者で、(株)日本政策金融公庫、町内のさがみ信用金庫、町内のかながわ西湘農業協同組合から教育資金の融資を受け、融資保証料を支払った方

**補助金額** 融資保証料の全部または一部（8万5,000円以内）

**提出書類** 所定の申請書、融資決定証明書、融資保証料などの納入証明書、学校の入学許可書または在学証明書

**提出場所** 教育委員会学校教育課

**申込期間** 融資を受けた日から3か月以内（奨学金および入学資金との併用は不可）

**申込・照会先** 教育委員会学校教育課 ☎85-7600

町には、法務大臣から委嘱を受けた5人の人権擁護委員がおり、人権問題に関する活動を行っています。

人権擁護委員は、人権侵害、家庭内の問題、隣近所のもめごとなど、人権問題についての相談に応じ、相談者の問題解決に向けての援助を行います。

次の日程で、人権相談所を開設しますので、気軽に相談してください。

**日時** 12月6日(水)13時～16時

**場所** 役場分庁舎4階第7会議室

※相談のある方は事前に連絡してください。

**照会先** 福祉課 ☎85-7790

**国の教育ローン**

高校、大学などへの入学時や在学中に係る費用を対象とした公的融資制度です。詳細は、日本政策金融公庫ホームページ内「教育一般貸付（国の教育ローン）」を参照してください。（「国の教育ローン」で検索してください）

**融資額** 子ども一人につき350万円以内

**金利** 年1.81%の固定金利 ※母子家庭の方などは1.41%（4月3日現在）

**返済期間** 15年以内 ※母子家庭の方などは18年以内

**照会先** 教育ローンコールセンター ☎0570-008656（ナビダイヤル） ☎03-5321-8656

**人権問題の相談は人権擁護委員へ 特設人権相談所開設**

「里親制度」とは、さまざまな事情で自分の家庭で生活できなくなった子どもたちを、里親の家庭に迎え入れ養育し子どもが「心身ともに健やかに育つ権利」を守る制度です。児童養護施設とは異なり子どもが里親と生活することにより、一般家庭と同じ生活環境、親子という人間関係のつながりを保障することができます。

事情により自分の家庭で生活できなくなった子どもたちは全国で4万6千人（平成26年統計）いるとされています。そのうち9割以上は乳児院や児童養護施設で生活しており、日々職員に見守られ、地域の幼稚園・保育園・学校に通いながら過ごして

「一緒に、ゆつくり、親子になろう」  
「里親制度をご存じですか？」

親に代わって子どもを育てる家庭を児童福祉法で「里親」と呼びます。

「里親制度」とは、さまざまな事情で自分の家庭で生活できなくなった子どもたちを、里親の家庭に迎え入れ養育し子どもが「心身ともに健やかに育つ権利」を守る制度です。児童養護施設とは異なり子どもが里親と生活することにより、一般家庭と同じ生活環境、親子という人間関係のつながりを保障することができます。

事情により自分の家庭で生活できなくなった子どもたちは全国で4万6千人（平成26年統計）いるとされています。そのうち9割以上は乳児院や児童養護施設で生活しており、日々職員に見守られ、地域の幼稚園・保育園・学校に通いながら過ごして

「里親になるにはどうしたらいいのか」「里親は具体的にどんなことをするのか」など、どんなことでも気軽に問合せください。

**問合せ先**

- ・社会福祉法人 ゆりかご園 家庭養育支援センター ☎0465-48-4921
- ・小田原児童相談所（里親担当） ☎0465-32-8000（代表）